

神奈川歯科大学臨床専攻生規程

(目的)

- 第1条 神奈川歯科大学附属病院または横浜クリニックにおいて最新の治療と、高度な医療技術に接することにより、歯科医療に対する幅広い知識と高度なテクニックを習得することを目的とする。
- 2 日本歯科医学会・専門分科会に属する学会の認定医及び専門医の資格取得を目的とする。

(出願手続)

- 第2条 臨床専攻生（以下専攻生という）を志望する者は、次の書類を揃え院長に願出しなければならない。
- (1) 願書（本院所定） 1通
 - (2) 履歴書 1通
 - (3) 医師又は歯科医師免許証の写し 1通
 - (4) 保険医登録証の写し 1通
 - (5) その他必要な書類（臨床研修修了登録証等）

(許認可)

- 第3条 許認可は書類審査の上、臨床系教授連絡会・横浜クリニック運営委員会の議を経て決定する。

(診療)

- 第4条 専攻生は専攻科責任者の指示に従い、各診療科で臨床研鑽を行うこととする。

(期間)

- 第5条 専攻生の臨床研鑽期間は、短期と長期に分ける。
- 2 短期とは1カ月以内、長期とは一年以内とする。
 - 3 更新する場合は臨床専攻生継続の手続きを行うものとする。

(研修費用)

- 第6条 専攻生は許可された研修期間に基づいて研修費を財務課に納入する。
- 2 短期 1万円（消費税別）
 - 3 長期 10万円（消費税別）

(取消)

- 第7条 専攻生としてふさわしくない行為があったときは、臨床系教授連絡会・横浜クリニック運営委員会の議を経て許可を取り消すことがある。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃については、臨床系教授連絡会の議を経て理事会が決定する。

附 則

本規程は平成19年4月1日から施行する。